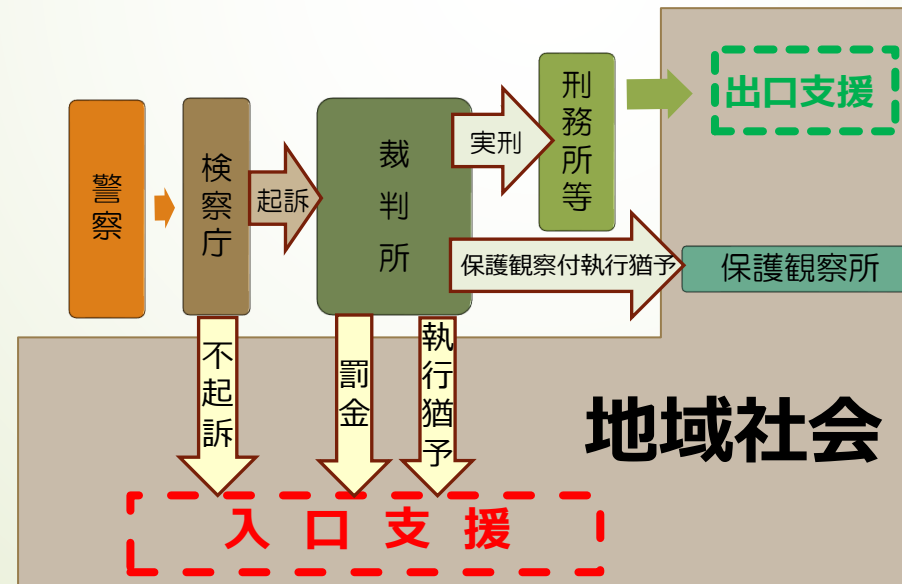


入口支援とは

罪を犯した者のうち、**刑事手続の入口段階**、すなわち**刑務所等**に入ることなく**刑事手続を終えた者**について、**関係機関と連携して福祉サービス等につなぐ支援**のことを「**入口支援**」といいます。

刑務所等に入ることなく刑事手続を終えるのは、**不起訴処分・罰金処分・執行猶予判決**のいずれかを受けて釈放された場合です（※イメージ図参照）。

※入口支援に対して、**刑務所等を出た者**が地域社会に復帰するための支援を「**出口支援**」といいます。



(イメージ図)

入口支援が必要な理由

罪を犯し、刑事手続を受ける人の中には、認知症、知的障がい、発達障がいなどの**特性**を持っていたり、生活困窮、ホームレス、高齢、薬物・アルコール・ギャンブル依存など、**立ち直りの妨げとなる様々な課題**を抱える人も少なくありません。

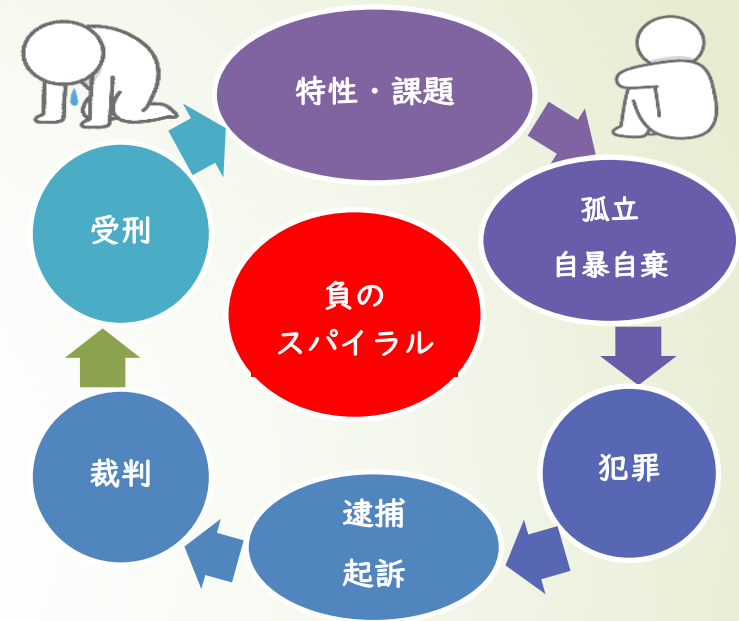
このような人達を、何らの支援もなく地域社会に戻してしまうと、「**負のスパイラル**」に陥ってしまいかねませんので、新たな被害者を生まないためにも、「負のスパイラル」を早期に断ち切ることが重要です。

新たな被害者を生まないためにも、負のスパイラルを**早期に断ち切る**ことが必要！



入口支援が必要な理由

新たな被害者を生まない
ためにも、負のスパイラルを
早期に断ち切ることが必要！



そこで、検察庁では、「**誰一人取り残さない地域共生社会の実現**」を目指して、**特性**や**課題**を抱える被疑者・被告人が社会に戻る際に、**適切な支援を受けられる環境**を整えることで、自律した生活を営み、再犯に及ぶことがないよう、多機関と連携しながら、入口支援に取り組んでいます。

入口支援の流れ

大阪地方検察庁には、入口支援等を行う専門部署として「**再犯防止対策室**」があり、検察事務官と社会福祉の専門家である**社会福祉アドバイザー**（社会福祉士等の資格を持つ福祉のスペシャリスト）がいます。

事件を担当する検察官が、本人の同意を得て、**社会福祉アドバイザー**らと緊密に連携しながら、勾留期間という限られた時間内で、支援が必要な人達を医療や福祉サービス等につなげています。

入口支援の流れ

＜支援の具体的な流れ＞

① 検察官から再犯防止対策室への相談・支援依頼



② 社会福祉アドバイザーによる事件記録等検討



③ 社会福祉アドバイザーによる被疑者・被告人の面談



④ 関係機関への連絡調整等

※関係機関は、保護観察所、自治体の福祉部門、地域生活定着支援センター、医療機関など多岐にわたる



⑤ 関係機関への同行支援等

※つなぎ先である関係機関まで同行し、確実につながるよう支援する場合もある